

ミスミグループ サステナブル調達ガイドライン

V.1.0

2022年12月1日

株式会社ミスミグループ本社

目次

はじめに	4
調達方針	4
用語説明	5
ミスミグループ サステナブル調達ガイドライン	6
1. 法令遵守と国際規範の尊重	6
2. 人権・労働	6
2.1 強制労働の禁止	6
2.2 児童労働の禁止	6
2.3 適切な労働時間	6
2.4 適切な賃金と手当	6
2.5 非人道的な扱いの禁止	7
2.6 差別の禁止	7
2.7 結社の自由、団体交渉権	7
2.8 地域住民等の権利侵害の禁止	7
3. 安全衛生	7
3.1 労働安全	7
3.2 緊急時への備え	8
3.3 労働災害・労働疾病	8
3.4 産業衛生	8
3.5 身体に負荷のかかる作業への配慮	8
3.6 機械装置の安全対策	8
3.7 施設の安全衛生	8
3.8 安全衛生のコミュニケーション	9
3.9 労働者の健康管理	9
4. 環境	9
4.1 環境に関する許認可と報告	9
4.2 気候変動への取り組み	9
4.3 大気への排出	9
4.4 水の管理	9
4.5 資源の有効活用と廃棄物管理	10
4.6 化学物質管理	10
4.7 生物多様性	10
5. 公正取引・倫理	10
5.1 贈収賄等の腐敗行為の防止	10

5.2	不適切な利益供与および受領の禁止	10
5.3	適切な情報の開示	10
5.4	知的財産の尊重	11
5.5	公正な取引	11
5.6	通報者の保護	11
5.7	責任ある鉱物調達	11
6.	品質・安全性	11
6.1	製品の安全性の確保	11
6.2	品質管理	11
6.3	正確な製品・サービス情報の提供	12
7.	事業継続計画	12
7.1	事業継続計画の策定と準備	12
8.	情報セキュリティ	12
8.1	サイバー攻撃に対する防御	12
8.2	個人情報の保護	12
8.3	機密情報の漏洩防止	12
9.	管理体制の構築	12
9.1	マネジメントシステムの構築	12
9.2	サプライヤーの管理	13
9.3	苦情処理メカニズムの整備	13

はじめに

ミスミグループは、社会要請であるサステナビリティ推進に積極的に適応し、事業活動を通して、地球温暖化防止などの気候変動対策に取り組んでいます。さらに、自社に加え、取引先さま、お客さま、が関係する各国の文化や歴史、人権、人材の多様性を尊重するとともに、ステークホルダーの皆様と連携し、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

いま、企業のサプライチェーンは地球規模で広がっており、事業活動や社会要請への対応は当社グループのみで完結するものではありません。製品・サービスを提供して下さる取引先の皆さまに、当社グループの考え方をご理解いただき、協力しながら共に取り組んでいくことが不可欠です。

今般、当社グループの企業行動規範および社員行動指針に加え、国際人権章典等の国際規範やフレームワークに基づき「ミスミグループ サステナブル調達ガイドライン」を策定しました。当社グループが調達する全ての製品・サービスを提供する取引先に遵守していただきたい事項を整理したものです。

取引先の皆さまにおかれましては、本ガイドライン策定の趣旨をご理解いただき、当社グループと共に社会的に責任ある事業活動の推進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

調達方針

当社グループは、全世界のお客さまへWEBサイト上での「選定・購買の利便性」の提供と、商品を「確実短納期」でお届けすることを通じて産業界の様々なムダや工数を削減する「時間価値」を提供しています。この時間価値を継続的に向上させるために、ビジネスモデルを常に進化させるとともに、それらを支える生産・物流・IT等の事業基盤強化、人材基盤構築に取り組んでいます。

私たちは国内外を問わず、オープンで公平・公正に調達先を求め、調達活動を行います。調達先の選定にあたっては、品質・価格・納期を含む提供サービスの時間価値に加え、継続的な改善に取り組む組織力・技術力、さらに法令遵守・環境保全・安全衛生・人権保護等、総合的に評価し、合理的に決定します。

私たちは調達先とのコミュニケーションを重視し、協調して持続可能な調達活動の向上を目指します。その上で、「時間価値」提供の為のご協力や、必要な範囲での定期・不定期での報告、監査などをお願いすることがあります。また、調達先のサプライチェーンに対しても、可能な限り、当社調達ガイドラインと同様の要求を行い、適宜確認をお願いすることがあります。

用語説明

本ガイドラインにおける「労働者」とは、正社員、契約社員、短時間労働者、アルバイトなどの直接雇用者に加え、派遣労働者、請負労働者などの間接雇用者を含みます。

ミスミグループ サステナブル調達ガイドライン

1. 法令遵守と国際規範の尊重

事業を行う国や地域で適用される法令を遵守しなければなりません。また、国際規範を尊重する必要があります。

2. 人権・労働

現地の法令を遵守するのみならず、人権や労働に関する国際的な基準を尊重してください。

2.1 強制労働の禁止

- 強制労働や人身売買を行ってはなりません。
- また、すべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守らなければなりません。
- 強制労働とは、ある者が懲罰などの脅しの下で、かつ、本人の自由意思に反して行う（非自発的）労働を指します。強制労働につながる行為として、例えば、債務による拘束、移動の禁止、身分証明書の原本の保持などが挙げられます。

2.2 児童労働の禁止

- 最低就業年齢（義務教育を修了しており 15 歳を下回らない年齢、または現地法令に基づく最低就業年齢のいずれか高い方）に満たない児童に労働をさせてはなりません。
- また、18 歳未満の若年労働者は、夜勤を含め、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

2.3 適切な労働時間

- 現地の法令で定められている限度を超えて労働させてはなりません。
- また、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する必要があります。

2.4 適切な賃金と手当

- 労働者に支払われる報酬に適用されるすべての現地法令（最低賃金、時間外手当、その他の手当や控除に関する法令）を遵守する必要があります。
- また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮することが望まれます。
- 生活賃金とは、労働者とその家族のニーズを満たし、社会的な生活を送ることができ、また労働者の尊厳を満足させるなどの賃金水準のことを指します。

2.5 非人道的な扱いの禁止

- 労働者に対する精神的・肉体的な虐待やハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。

2.6 差別の禁止

- 職場における採用、昇進、報酬、研修受講などにおいて、人種、皮膚の色、国籍、言語、性別、性的指向・性自認、宗教、信条、政治的意見その他の意見、出生、社会的出身、年齢、障がい等に基づく差別を行ってはなりません。
- また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する必要があります。

2.7 結社の自由、団体交渉権

- 現地の法令を遵守した上で、労働者が自らの選択により労働組合を結成・加入する権利、または結成・加入しない権利を尊重する必要があります。
- また、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権や団体交渉権を尊重し、労働者または労働者の代表と適切に対話する必要があります。

2.8 地域住民等の権利侵害の禁止

- 事業活動において、地域住民等に対する不法な立ち退きの強制や地域の環境汚染等を行ってはなりません。
- 事業のために土地を取得・利用等する場合には、法令に従うのみならず、影響を受ける地域住民や先住民族の人々に負の影響がないか確認する必要があります。

3. 安全衛生

現地の法令を遵守するのみならず、安全衛生に関する国際的な基準に留意し、安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行ってください。

3.1 労働安全

- 職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、適切な設計や技術・管理手段により、安全を確保する必要があります。
- 職務上の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、車両、転倒しやすい床面、落下物などによる、就業中に発生しうる事故や健康障害のリスクを指します。
- 特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親には、有害な物質への曝露や身体に負荷

のかかる作業を避けることや、授乳期間中の労働者のために適切な場所を設けるなどの合理的な配慮が必要です。

3.2 緊急時への備え

- 人命・身体の安全を損なう災害や事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者や資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるような教育や訓練を行う必要があります。

3.3 労働災害・労働疾病

- 労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる必要があります。

3.4 産業衛生

- 職場における有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う必要があります。
- 有害な影響を与えるものには、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベストなど）などが含まれます。

3.5 身体に負荷のかかる作業への配慮

- 身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する必要があります。
- 身体的に負荷のかかる作業には、手作業による原材料の取り扱い、手動での重量物運搬作業などの重労働のほか、力の必要な組み立て作業やデータ入力などの長時間にわたる反復・連続作業、長時間の不自然な姿勢による作業などが含まれます。

3.6 機械装置の安全対策

- 業務で使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する必要があります。
- 適切な安全対策とは、例えば、安全機構の採用、ロックアウト・タグアウト、安全装置や防護壁などの設置、機械装置の定期的な点検・検査と保全の実施などが挙げられます。

3.7 施設の安全衛生

- 労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する必要があります。

3.8 安全衛生のコミュニケーション

- 労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する必要があります。
- また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みが必要です。

3.9 労働者の健康管理

- すべての労働者に対し、適切な健康管理を行う必要があります。
- 適切な健康管理とは、現地の法令に定められている健康診断のほか、過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルスなどのケアを指します。

4. 環境

現地の法令を遵守するのみならず、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの環境問題に積極的に取り組むようにしてください。

4.1 環境に関する許認可と報告

- 現地の法令に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

4.2 気候変動への取り組み

- エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス（GHG）排出量の継続的削減活動に取り組む必要があります。
- ミスミグループでは、2050年のカーボンゼロに向けて、省エネルギー活動を推進し、GHG 排出量の削減目標を定めています。貴社においても、GHG 排出量の削減に積極的に取り組むことが望まれます。

4.3 大気への排出

- 現地の法令を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する必要があります。

4.4 水の管理

- 現地の法令を遵守し、使用する水の水源、使用、排出を監視し、節水する必要があります。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施することが必要です。
- また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う必要があります。

4.5 資源の有効活用と廃棄物管理

- 現地の法令を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える必要があります。

4.6 化学物質管理

- 現地の法令を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定・表示・管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する必要があります。
- また、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法令や規制、その他の顧客要求事項を遵守する必要があります。
- 詳細については、ミスミ「グリーン調達ガイドライン」をご参照ください。

4.7 生物多様性

- 生物多様性に及ぼす影響を回避、または最小とするように、絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用しないようにするほか、希少な動植物を保全するとともに、生物やその生息環境に事業活動が与える負の影響を低減するように配慮する必要があります。
- 生物多様性とは、様々な生態系、種、遺伝子が存在することを指します。

5. 公正取引・倫理

現地の法令を遵守するのみならず、高い水準の倫理観に基づき事業活動を行ってください。

5.1 贈収賄等の腐敗行為の防止

- あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などを行ってはなりません。

5.2 不適切な利益供与および受領の禁止

- 賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはなりません。

5.3 適切な情報の開示

- 現地の法令に従って、事業活動や財務状況、業績に関する情報を開示する必要があります。記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。
- また、本ガイドラインに記載のある人権・労働、安全衛生、環境等に関する取り組みを情報開示することが望まれます。

5.4 知的財産の尊重

- 知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う必要があります。
- また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護する必要があります。

5.5 公正な取引

- 公正な事業、競争、広告を行う必要があります。
- 反社会的勢力、団体およびそれらとの活動とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処しなければなりません。
- また、法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行う必要があります。

5.6 通報者の保護

- 通報に係る情報に関する機密性、ならびに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する必要があります。

5.7 責任ある鉱物調達

- 製造している製品に含まれる錫、タングステン、タンタル、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施する必要があります。
- 責任ある鉱物調達に関するデュー・ディリジェンスとは、方針を策定し、購入先に貴社の期待を伝え、サプライチェーンのリスクを特定し査定し、特定されたリスクに対応する戦略を策定および実行することを指します。

6. 品質・安全性

現地の法令を遵守するのみならず、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供してください。

6.1 製品の安全性の確保

- 製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

6.2 品質管理

- 製品・サービスの品質に関して適用される、現地の法令を遵守するのみならず、貴

社の品質基準とミスミグループが求める要求事項を遵守する必要があります。

6.3 正確な製品・サービス情報の提供

- 製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

7. 事業継続計画

大規模自然災害などによって貴社もしくは貴社の取引先が被災した場合に、供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備をお願いします。

7.1 事業継続計画の策定と準備

- 事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。

8. 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図るようにしてください。

8.1 サイバー攻撃に対する防御

- サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、貴社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。

8.2 個人情報の保護

- サプライヤー、顧客、消費者、労働者などすべての個人情報について、現地の法令を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。

8.3 機密情報の漏洩防止

- 貴社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する必要があります。

9. 管理体制の構築

本ガイドラインの内容を実施するための管理体制を構築してください。

9.1 マネジメントシステムの構築

- 本ガイドラインの遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築する必要があります。
- 具体的には、本ガイドラインの各項目について、PDCA（計画・実行・評価・改善）

を実施する継続的な管理体制を整備することが望まれます。

9.2 サプライヤーの管理

- 本ガイドラインの内容またはそれと同様の貴社の方針を貴社のサプライヤーに伝達し、遵守状況をモニタリングし、改善を促すプロセスを構築する必要があります。

9.3 苦情処理メカニズムの整備

- 貴社およびサプライチェーンにおいて、本ガイドラインの内容に反する行為に対処するため、貴社やサプライヤーの労働者などを含むステークホルダーが利用可能な仕組みを構築することが望まれます。

<本ガイドラインへのお問い合わせ>

本ガイドラインに関する不明点等につきましては、以下の部署までお問い合わせください。

ミスミグループ本社

サステナビリティ・プラットフォーム サステナブル調達ガイドライン担当

メールアドレス：SXPf-PG@ml.misumi.co.jp